明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年七月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年六月二十五日

愛知県半田市宮本町三丁目二一六番地の三

株式会社竹耕

代表取締役　竹内　俊介

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月二十五日

東京都港区海岸二丁目一番一七号

インターナショナルエクスプレス株式会社

代表取締役　滝澤　厚

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月二十五日

東京都千代田区岩本町三丁目二番四号岩本町ビル七階

株式会社伊藤製鐵所

代表取締役社長　伊藤　壽健

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十七年八月五日です。

平成二十七年六月二十五日

神奈川県大和市中央林間西三丁目九番一三号

株式会社テクノシステムズ

代表取締役　林　正幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月二十五日

神奈川県大和市中央林間西三丁目九番一三号

株式会社テクノシステムズ

代表取締役　林　正幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月二十五日

岐阜県各務原市鵜沼朝日町四丁目一一一番地一

株式会社ホーネット

代表取締役　赤地　政明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月二十五日

静岡市駿河区曲金五丁目一七番五号

株式会社シズデン総業

代表取締役　増田　玲司

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である荒木修一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月二十五日

アメリカ合衆国、カリフォルニア州ニューポートビーチ市バーチ通り五〇〇〇スウィート二〇五

京都市山科区御陵中内町四三　パナハイツオカモト二〇一　Solmera, Inc

日本における代表者　荒木　修一

限定承認公告

本籍京都市下京区七条通東堀川西入八百屋町八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　浦部　繁治

右被相続人は平成二十七年二月十三日死亡し、その相続人は平成二十七年四月二十二日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十五日

京都市下京区黒門通木津屋橋上る徹宝町四一三―一　相続財産管理人　浦部治一郎

限定承認公告

本籍大阪府堺市堺区栄橋町一丁三〇番地、最後の住所大阪府堺市堺区栄橋町一丁一番一号

被相続人　亡　藤井慶治郎

右被相続人は平成二十六年十二月十二日死亡し、その相続人は平成二十七年六月八日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十五日

兵庫県宝塚市中山桜台六丁目一七番一―一二一六号　相続財産管理人　藤井　茂文

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年七月二十七日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年六月二十五日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目六番一七号

株式会社ホームズパレット

代表取締役　石川　欽也

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十七年六月十六日開催の第三十一回総代会において、出資一口の金額千円を百円に減少することを議決しました。これに対し異議のある債権者は、平成二十七年七月三十一日までにお申し出下さい。

尚、変更については平成二十八年四月一日からとし、出資金残高を一口百円で分割、百円未満の端数は預り金とします。

以上、消費生活協同組合法第四十九条（出資一口の金額の減少手続き）の規定により公告します。

平成二十七年六月二十五日

島根県松江市西津田一丁目一〇番四〇号

生活協同組合しまね

代表理事　理事長　安井　光夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十三億二千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十七年六月二十五日

東京都中央区築地一丁目九番二号

特定目的会社ヘルスケア・インフラファンド八王子

取締役　平田　英之

正誤

ページ	段	行	誤	正
二一	一四	終りから一般	公益	
三九	上	終りから一二三	第13条	
四一	〃	終りから一二	13条	第13条

平成二十七年六月三日（号外第百二十五号）本号で公布された法令のあらまし欄中

（原稿誤り）

平成二十七年五月二十九日（号外第百二十号）公布農林水産省令第五十八号（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則）

（原稿誤り）

平成二十七年六月二日法務省告示第三百十一号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

二ページ四段一五行目から一七行目までを削除する。

平成二十七年五月二十九日（号外第百二十号）農林水産省告示第千三百九十五号（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第三条第二項の規定に基づき農林水産物等の区分等を定める件）

（原稿誤り）

六二	下	五	農林資産物等	農林水産物等

平成二十七年六月一日国土交通省告示第六百八十九号（船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定により船員雇用促進等事業を行う者として指定した者に関する住所及び事務所の所在地を変更した件）

（原稿誤り）

八	上	四	福利雇用促進	雇用促進

◉号外　六月二十四日付特第一九号
同日付政府調達第一一八号

二ページ●同月二十五日付第一四二号一九二ページ●
三二ページ●四月二十四日付衆会第二〇号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）